

## 令和元年度第1回岩手県動物愛護推進協議会議事録

### ○ 開催日時及び場所

日時 令和元年7月17日(水) 13:30~15:30 盛岡市動物公園 動物資料館2階研修室

### ○ 出席者の氏名

#### 1 委員

新屋英子委員、吉川繁行委員、工藤幸恵委員 井戸端綾子委員、鈴子真佐美委員、佐々木一弥委員、佐藤れえ子委員、吉田淳委員、高橋剛英委員、佐藤圭委員、松戸昭彦委員(代理)、北館克彦委員(代理)、三浦豊委員

#### 2 オブザーバー

阿部主査獣医師(県央)、松尾上席獣医師(奥州)、岩井主任獣医師(一関)、間澤獣医師(大船渡)、佐藤上席獣医師(釜石)、芳賀上席獣医師(宮古)、佐藤主任獣医師(二戸)、松館獣医主査(盛岡市)

#### 3 事務局

坊良英樹環境生活部県民くらしの安全課総括課長、佐藤敦食の安全安心課長、千葉主任主査、阿部主任主査

### ○ 議事の概要

#### 1 開会

#### 2 あいさつ、委員等紹介

坊良英樹県民くらしの安全課総括課長が挨拶を述べた。

#### 3 議事

##### (1) 岩手県動物愛護推進ボランティア活動状況について

#### ○ 事務局から資料1について説明した。

##### 【主な質疑、意見等】

#### ○吉川委員

おっぼの会では会員が少なくなってきてまして、今は対外的には老人保健施設の動物とのふれあい活動一本のみでございます。飼い主も高齢、皆さんご存知でしょうけれども、飼っているワンちゃんも高齢で亡くなっていくと、今は厳しいんですね。新たに飼っても飼い主の方が先にといいこともあって、それで悩んでる部分がございます。いいところはですね、来てくれたおかげで、施設の方からは、少なくともいいですからお願いしますということは言われてますが、ただ、犬の方がですね、凄く疲れるんですね。実際にだいたい30人くらいのところにワンちゃんが8、少ないときには5匹という時もあるんですよ、逆にワンちゃんがかawaiiそうな時もあるんですよ。知り合いにお願いしますと言っても、対外的にそこに行くと犬同士がですね、うまくいかない場合もある。無理してお願いできない、何かいい方法はないものか、そういうところを悩んでいます。このままだと、活動できないと、前にはおっぼの会を解散しようという話もあったんですが、何か役に立つことであるんじゃないかと、犬は飼ってなくても会は解散しなくいいんじゃないかということで、犬を飼っていない会員の方も増えてきてまして、どのようにしていったらいいか

ご教示いただきたいです。

○佐々木会長

会員の減少に伴って、活動に制限を余儀なくされているというような状況だと、皆さんのところはどうか、あるいは、いい知恵があったら教えていただけないだろうかということでした。皆さんの方で何かありませんか。

○工藤委員

私達は盛岡市で活動していて、盛岡の方はボランティアさん 17 人と沢山いるんですけども、また地方の方では、1 人とか 3 人とか、少ない地域がすごくあって、私たちもそちらの方に何か手伝いに行ったりとか、協力できることがあるんじゃないかなと思っているので、皆さん各地域で沢山活動されてるんですけども、このボランティアの活動の書類を提出するときは、自分のとこだけで何をやったというのを書いて提出するという状況になっているので、そうではなくて、横の繋がりというか、各地でどんなことをしてどれだけの成果があるとか、そういう情報交換ができればいいんじゃないかなと感じています。

○佐々木会長

工藤委員からは、県央部の方には、ボランティアさんも少し余裕がある、お手伝いもできるよということですね。他にないようですので、議事（1）岩手県動物愛護推進ボランティア活動状況についてはこれで終わります。

## （2）岩手県内の動物愛護管理業務実績等について

○事務局から資料 2 及び資料 3 について説明した。

○佐々木会長

ただいま事務局から説明がありました。第 2 次岩手県動物愛護管理推進計画は、平成 26 年度からの 10 年間の計画で、計画開始から 5 年後の平成 30 年度に、推進指標の中間目標を定めています。御質問、御意見等ございましたらお願いします。

### 【主な質疑、意見等】

○鈴子委員

動物取扱業の適正化の推進の 100%になってない 97.7%で、参考までに何件立ち入りできていないのか参考までに教えてほしいのと、殺処分、その他の殺処分というのはどういうものなのか。久慈で犬が 3、猫が 7 と多いようなんですけれども理由があれば教えていただければなと思います。

○阿部主任主査

久慈の殺処分のその他のところから説明させていただきます。まず、分類につきまして説明させていただきます。環境省のほうで分類しているものがございまして、譲渡不適について、犬ですとパルボウイルス感染症ですとか、猫とかですと白血病とか猫エイズとかそういったようなもの

にり患している動物についてはこちらに分類することになります。その他のところでございますけれども、譲渡不適には該当しないけれども、飼養管理が困難な動物、例えば野良犬がいる地域がございまして、飼育が困難ということで判断してございまして、そういったものが計上されております。猫ですと哺乳等の適切な飼養管理ができない幼齢な、ミルクボランティアさんをお願いできないようなものが計上されております。引取り後の死亡につきましては、事故等で死亡したもの、原因不明の死亡がございまして、というふうに分類となっております。動物取扱業への立入調査の実施率の97.7%についてですが、監視に行く前に廃業になってしまった場合などがあり100%になっておりません。動物取扱業の平成30年度末の実施施設数は299の施設がございまして、97.7%ですので6件ほどになります。

#### ○鈴子委員

先ほどの猫の幼齢、ミルクボランティアがいなくてと、それはつまり殺処分ということだったのでしょうか。ちゃんとお世話ができなくて、引取り後の死亡ではなく。もしミルクボランティアとかがいなくてというのであれば非常に残念だったなど。その場合、横の繋がりで広く声をかけてもらえば、協力も出来たのかなということ非常に残念ですね。育てられないからということで放置した訳ではないのであればいんですけれども、助けられたかもしれない子が、いろいろ声をかけていただいて、最大限努力してほしいなと思いました。

#### ○工藤委員

7ページの猫の所有者からの引取頭数のところで、成熟個体は大人の猫だと思うんですけども、引き取った理由というのは、高齢の方が飼えなくなったとか、引越して飼えなくなったとかと思いますけれども、そこをお聞かせ願いたいということ、それから幼齢個体というのは赤ちゃんのことだと思うんですけども、所有者からということなので避妊去勢をせずに飼ってて、知らない間に妊娠してて生まれてしまった、そういうことでよろしいのでしょうか。

#### ○佐藤食の安全安心課長

ここの内訳ということになると、一概にはこれだということは今お話しするのは難しい。例えば、多頭飼育してダメになった場合、行政が引取るのが正しいのかということもあるかと思うんですが、そういう場面でお手伝いする場合があります。本来であれば飼い主の責務を求められますが、そうはいかないケースももちろんございます。それから幼齢については、捨て猫についても、本来は確かに飼い主不明ということなんですけれども、何でもかんでも引き取るということはいたしません。やはり行政として引き取らざるを得ないケースっていうのはあります。ですので、ここの内訳ということになると、なかなかお話しするのは難しいというふうに思います。

#### ○千葉主任主査

ケースバイケースで対応しているところではございますけれども、引き取りに至った理由が繁殖制限をしていないというところに起因するものについては、確実に指導したうえで引き取っているということをご理解いただきたいと思います。

○吉田委員

5ページと6ページの年度の数字は、基本的に一致するものでしょうか。例えば、譲渡頭数が、6ページだと126で、5ページだと125だとか、捕獲頭数が6ページだと218で、5ページだと220というところですね。

○阿部主任主査

精査が足りなかったと思いますので、正確な数字で、もう一度資料作成いたしまして、配布させていただきます。申し訳ございません。

○佐々木会長

平成30年度の実績ですから、5ページと6ページに関しましては同じ数字でなければならない、ということですが、若干違う部分があるということですね。のちほど事務局の方で精査して修正したものを皆さんのお送りするというところでよろしくお願ひします。

○工藤委員

資料2ですけれども、平成30年度実績が、中間目標をかなり大幅に達成しているということで、最終的な計画目標を今後これに合わせて見直すということは、されないのでしょうか。

○千葉主任主査

当初ですね、中間見直しをする予定にしているものです。そのタイミングについては、国で決めている指針があるんですが、指針を中間見直しする予定にしております。国の指針見直しに合わせてこちらの方も、計画を見直す予定にしております。具体的な時期なんですが、先日の法改正を受けまして、年度内ぐらいに指針の見直しが行われる見込みですので、それに合わせて来年県の計画の見直しを進めるという予定になっておりますので、その際には、現在の実績を踏まえて、新しい目標設定を考えております。

○佐々木会長

他にないようですので、(2)岩手県内の動物愛護管理業務実績等についてはこれで終わります。

### (3) 岩手県動物愛護センター（仮称）の検討状況について

事務局から議事(3)岩手県動物愛護センター（仮称）の検討状況について説明した。

○佐々木会長

県と市と共同設置しているところの大分県、それから、鳥獣補センターを併設しているところの和歌山県というところの、先進地の視察をポイントで説明いただきました。

### 【主な質疑、意見等】

○鈴子委員

前の時に、ここの動物公園が候補地になっているということに関しての経過をいろいろと、いろんなところに行って、意見とかを聞いてきたり説明をしてくださるというふうに言っていたい

たと私は記憶をしているのですが、担当の方も変わってらっしゃるですし、どうでしたでしょうか。というお話はありませんでしたでしょうか。

○千葉主任主査

2月のこの協議会の中で、31年度の進め方として、県内各地で説明会のようなものを開催したいと考えているというような説明を確かにしたところでございます。今年度、まだそれについては開催しておりません。今後、どのような必要の説明の仕方をしていくべきかということもまだ検討しているところで、具体的な開催の予定については、決まってないというところです。

○鈴子委員

年度が変わったら早々に、というようなふうに記憶していたものですから、計画していただいでよろしくをお願いします。

○工藤委員

今検討中とのことですが、最終的にはいつごろ決定するのでしょうか。

○佐藤食の安全安心課長

例えば基本計画という形で、去年は新聞の方にも掲載されて大分計画よりも後ろの方に伸びているようだというようなところも報道されておりました。そういった中でこういう話をするのも本当に申し訳ないんですが、思いのほか進んでいないというのが実情で、そういった意味では報道にあったようにいついつまでにはずれ込むとかっていうのは具体的なところを今お示しできるまで、時期的なものをお示しできる状況にないというところでございます。誠に申し訳ございません。

○坊良総括課長

補足させていただきますけれども、今までの経過から申し上げますと、昨年中にですね県の方から盛岡市に対しまして、盛岡市が現在進めている動物公園の再生計画、そういう計画の手続きを進めておった訳ですけども、その中で県としての動物愛護センターと鳥獣保護センターを合わせて設置することができないだろうかということで、盛岡市の方に検討をお願いをいたしまして、それで昨年12月にですね、いわゆるその設置することは再生計画の中で検討した上で設置することは可能であると、こういう回答をいただいているところであります。ただ、そこにはですね、全面的にOKという訳ではなくて、それが今後、いわゆる動物公園を管理する市の所管課とですね、あとその再生計画を進めるにあたっては、公民連携、いわゆる民間の力を借りながら、整備再生を図っていくというものがあまして、民間の方が誰が運営するのかっていうのはまだその時点では決まっておられませんから、そういった民間の事業者との調整が整えば、それは可能であろうということまでできているところでございます。もう既にご存じの方もおられると思いますけれども、最近7月上旬に報道機関で発表になりましたけれども、動物公園再生計画に携わる企業が設立をされたというところがありまして、そういったようなところとの具体的な協議ができるような状況になってきているというところでございます。それが今後どういうふうな具体的な協議が進んで行くのかっていうのが、なかなか我々だけではスケジュール感は決められない部分

がございまして、従ってそういう意味で、いつ頃だと言うというふうには、今の時点ではご回答できない状況にあると、具体的には、協議の相手が出来たという状況等もありますので、そういったところで進めていくという流れになると思います。

○工藤委員

愛護センターの運営も民間で考えてらっしゃる。

○坊良総括課長

今の時点でいきますとですね、やはりこれは譲渡であったり、飼育をしていかなければならないという中で、これは非常に責任を持った形ですね、運営していかなければならないというところでありますから、そこには適正な人員配置とか、資格を持った獣医師さんとかがひつようでございますので、今の時点ではですね、直営が必要ではないのかなというふうに考えております。ただ、繰り返すようで恐縮ですが、管理会社、あるいは盛岡市保健所との協議の中で、一部直営、一部委託といったような方法も可能であるかもしれません。大変曖昧な表現で申し訳ございませんけれども、そういった協議の場で、考えて検討していくということで、現時点でわたくし共は直営が重要なところかなというふうに考えております。

○佐藤（れ）委員

進め方について、いろいろと意見もあるようですけども、一点だけお願いしておきたいことがあるんですけども、もし鳥獣保護センターと一緒に、まあ同じ敷地内につくるってことを考えているのであれば、やはりその前にいろいろ分析してシュミレーションしていくってことだと思うんですね。

それは何かって言うと、現時点では日本中に、もう豚コレラが、かなり蔓延してきているってことと、イノシシも、もう県内に入っているってような情報もある。そうすると、いつ保護されてくるかっていうこともあるかもしれないですし、隣接しているところで、白衣とか長靴変えるだけっていう感覚じゃなくて、やっぱり、建物と建物の間の距離とか、それから、いろんな工夫の仕方、私も感染症のほうは専門じゃありませんけれども、人獣共通感染症の研究会等々ありますので、もし決めるのであれば、いろいろそういうところからアドバイスをいただくってのもひとつじゃないかなと思ってお話しした次第です。

○佐藤食の安全安心課長

いただいたご意見参考にしながら、そういう点、非常にこちらとしても大変重要だと考えております。いろいろご意見をいただきながら検討を進めるということで、よろしく申し上げます。

○井戸端委員

大分と和歌山の動物愛護センターのスライドを見せていただいて、参考になったと思います。和歌山県の動物愛護センターは20年ぐらい前に建てられたということで、立派な愛護センターというふうにお聞きしましたが、動物愛護センターとしては無駄な部分があるというふうなニュアンスで受け取ってしまったんですが、もしかしたら間違った受け取り方をしたのかもしれない

けれども、動物愛護に携わっている人々にしましては、やはり岩手県で初めて動物愛護センターがこれから出来るということで、動物にとって過ごしやすいといいますか、そういう事を重点的に考えて作っていただけたらと思っております。

○千葉主任主査

ニュアンスがうまくもしかして伝わっていなかったかもしれないんですが、先ほども申し上げたとおり、かなりお金を掛けてつくってござりまして、かなり広い、敷地もそうですし、建物についてもかなり広い建物という印象があります。最近作られている愛護センターはどちらかというと、もっとコンパクトに必要なものについてお金をかけて造っているような印象を受けております。県と市でつくる愛護センターについても、必要な機能については精査したうえで、適正な規模の施設を作る必要があるのかなというふうに考えております。

○佐々木会長

他にないようですので、(3) 岩手県動物愛護センター（仮称）の検討状況についてはこれで終わります。

**(4) その他、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案の概要について**

事務局から議事(4) その他として、資料4 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案の概要について説明した。

**【主な質疑、意見等】**

○佐藤（れ）

どこで言おうかと思っていたんですけども、この会を務めてから何年か経つんですけども、この会の活動自体、少しずつ変わっていく必要があるのかなという感じがしております。特に今回そういう気持ちが強くなったのは、先ほど冒頭で、おっぼの会の吉川委員から、ボランティア団体もだんだん高齢化してきて、なかなか大変だぞっていう、これが本当の実情だと思います。一か所だけではなくて、そういうところもあると思いますし、それに対して、もりねこさんの工藤委員からは、元気なところもあるんだから、いろいろで手伝いながらやっていけるんじゃないかという、大変貴重な前向きなご意見をいただいたと思うんですね。一方では、いろいろな市町村が窓口になって、どうしても飼えなくなった動物を引き取った時に、子猫なんか引き取ると、ミルクボランティアもいなく、死んでしまうということになると、やはり、もうちょっと、せっかくこれぐらいのボランティアが集まっているので、少し状況を共有して、あっちにお願いします、こっちに行ってください。というようなシステムをつくることも、県の担当部署の中で考えていかれるべきではないかなという感じがするんですね。今ですと、いろんな SNS もありますので、ベースキャンプとなるような部分、情報を集約できるような部分、県の方で考えていただいて、皆さんに参加していただいて、活動をスムーズにやれるようにすると、もっと実がある団体になるのではないかなと、言うのは易しくて、やるのは大変かもしれませんが、少し考えていただけたらなあと思います。

○佐々木会長

情報収集から共有、そして発信とうようなところまで、それがいわゆる私達が考えている動物愛護センターの役割かなあというふうに思っております。

○鈴子委員

人と動物の絆momomoto太郎のほかにも、猫の保護、譲渡をしております、自分だけの力だけでは出来なくて、一般の方からの支援物資だったり、寄付金とかいただいたりしております。最近なんですけれども、SNSとかで、保護の実態もないのに、寄付をお願いしたり、物資をお願いしたりっていうのを目にしまして、そういったところを取り締まるというか、指導できるような、保健所とか、指導できるような括りが無いんだと思うんですけれども、しゃべるのは自由でって、その方はおっしゃって、物資をそうゆうふうに皆さんにお願いするのも自由だろうと、自分はきちんとした保護活動をしていないのに、保護しているんだよと、かわいそうな犬の写真を載せて同情をかけているような、そういうのを目にしておりまして、私たちが一生懸命やっている中、そういったことをしている方もあって、一緒にはしてもらいたくないなという気持ちで、そこを見てもらえる、監視まででもないんですけど、指導してくださるような機関があるといいなと思っております。いろんなところに相談してSNSに関しても、どんどん進んでいくので、法律の方がついてきていないんだ、という弁護士さんの指導もあったんですけれども、皆さんにも知っていただきたいと思い、この場で発言させていただきました。

○佐藤食の安全安心課長

お話の中にもあって、直接、保健所で対応できないっていうのも前段にあったとおりでと思います。もちろん悪質であれば、これは保健所が云々ではなので、別な機関が対応することになりますが、私達ができるのはそういった方が動物に関わる飼養管理についてはもちろん、例えば餌を求めているのに、適正に餌も与えていないとか、そういう面からは指導させていただきます。登録注射であったり、当たり前のことももちろん指導させていただきます。ですが、それに対してすぐ保健所がというのは実際厳しいなと感じております。ただ、出来る限りのところでボランティアさんに協力いただきながら業務をすすめているは事実ですので、県としてもできるだけ協力しながらやっていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○佐々木会長

他にはないようですので、それでは以上で、本日予定していた議事を終了いたします。

#### 4 その他

特になし

#### 5 閉会